令和３年１月２２日

保護者　様

長南町立長南中学校
校長　保川　浩基

教職員と児童生徒との電子メール及びソーシャル・ネットワーキング
サービス（ＳＮＳ）等のやりとりについて

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、県教育委員会としては、 教職員の不祥事のきっかけとなることの多い、教職員と児童生徒との電子メール及びＳＮＳ等の使用について、下記のとおり厳格化してきたところです。

つきましては、このことについて趣旨をご理解していただくとともに、お子様に対してご指導くださるようお願い申し上げます。

なお、本校では、家庭・生徒への緊急連絡方法として、ラインズｅライブラリが提供している「連絡メール２」を使用しております。よって、教職員の個人的な電子メールやＳＮＳ等でのやりとりの必要はないと考えております。もしも、電子メールやＳＮＳ等の使用について、疑わしいことやお気づきの点がございましたら、学校までご一報ください。

記

１　児童生徒の電子メール及びＳＮＳ等のアドレス等を教職員が収集する場合は、事前に管理職の許可及び保護者の同意を得ること。また、用途終了後は、必ずデータを削除すること。

２　電子メール及びＳＮＳ等でやりとりできるのは、授業・部活動・学校行事等に関する業務連絡等で、かつ、緊急やむを得ないものに限られること。

授業・部活動・学校行事等や生活面で児童生徒から相談や報告を受けたり、助言や指導をしたりする場合は、電子メールやＳＮＳ等ではなく、対面で行うこと。

長南中学校　４６－１１９０
学校生活相談窓口
教頭、養護教諭